

令和 2 年 8 月 作成
令和 2 年 1 0 月 1 2 日更新
令和 3 年 5 月 1 4 日更新
令和 3 年 8 月 6 日更新
令和 3 年 9 月 1 日更新
令和 3 年 9 月 1 7 日更新
令和 4 年 1 月 2 1 日更新

出雲崎町民体育館における感染拡大防止利用ガイドライン

本ガイドラインは、新型コロナウイルス感染拡大の防止と体育館等での活動の両立を進めるために「新しい生活様式」の実践を図りながら、各種スポーツ活動における基本的な考え方を示すものです。また、感染状況に応じて、本ガイドラインの見直しを行うことがあります。

1、基本的な感染症対策

① 来館者の安全確保策

- 町内在住者に限り施設の利用を可とする。
ただし、体育館等を利用する会議については、その参集範囲について、主管課の判断とする。
- 聞き取りによるヘルスチェックの実施と検温
- 来館者の氏名および緊急連絡先を把握し、名簿を作成する。また、来館者に対して、情報が必要に応じて保健所等の公的機関へ提供され得ることを事前に周知するなど、個人情報を適切に取り扱う。
- 発熱等の風邪の症状が見られるときや体調がすぐれない方の利用は控える。
- 咳エチケット、マスク着用、手洗い・手指の消毒の徹底を促す。

② 講師・職員等の安全確保策

- スポーツ教室等の社会体育主催事業については、町外の講師を依頼しているものについては活動の有無を主管団体の判断とする。
- 聞き取りによるヘルスチェックの実施と検温
- 咳エチケット、マスク着用、手洗い・手指の消毒の徹底を促す。
- 施設の管理・運営に必要な最小限度の人数とする。
- 職員等に感染が疑われる場合には、保健所の聞き取りに協力し、必要な情報提供を行う。

③ 施設管理

ア) 館内

- ・清掃、消毒、換気を徹底する。
- ・他者と共有する物品やドアノブなど手が触れる場を最低限にする工夫を行う。
特に高頻度接触部位（テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、キーボード、PCのマウス、蛇口、手すり）に留意する。

イ) ロビー

- ・対面での飲食や会話を回避する。
- ・間隔を置いたスペースづくり等の工夫を行う。
- ・常時換気を行う。

ウ) アリーナ

- ・「3密」（密集・密接・密閉）を徹底的に回避した上で活動する。
- ・清掃、消毒を徹底し、利用者は使用后、床のモップ掛け、備え付けの消毒用品で使用部分の消毒を行う。
- ・換気のため、アリーナ出入り口の扉は常時全開、利用時は非常扉も開ける。
- ・大声を出しての応援等は控える。
- ・定員を超えての利用は原則認めない。
- ・スポーツを行っていないときは、マスクを着用する。

エ) トレーニング室

- ・利用時間は約 1 時間とする。
- ・マシンが埋まっている場合は室には入ることはできない。
- ・利用者は使用后、備え付けのアルコール除菌シートで使用した器具類を拭く。
- ・換気を徹底する。

2、イベント、大会等の実施について

- ・開催判断の目安として、参加者は最大でも 250 人以下とし、アリーナ以外を利用する場合は、それぞれの部屋の定員を超えないようにする。また、スポーツでないイベント・講演会等についての定員は別に定める。
- ・食事行為は決められた場所以外ではおこなわず、間隔をあけ対面を避け、会話を控える。
- ・大量に出るごみ等は、各団体で持ち帰る。
- ・開会式・閉会式等密集が予想されるものは、縮小あるいは十分に対策を行う。
- ・使用後の清掃を行い、使用器具においては消毒を行う。

3、特に注意する活動

- ・集団感染リスクが高い下記の活動は、十分に対策をとること。

(例) 練習試合、スポーツ大会、イベント

- ・密接が避けられない活動
- ・大きな声をだして声援、歓声を送る
- ・団体所属以外の人数（保護者等）が増える

町民体育館の定員について

◎アリーナ ⇒ 250名

※ただし、スポーツでないイベント・講演会等については、別に定める。

◎トレーニング室 ⇒ 15名

◎ミーティング室 ⇒ 15名

文化スポーツふれあい広場について

◎ゲートボール場 ⇒ 第一、二コート50名ずつ

◎柔道場 ⇒ 50名

◎町民プール ⇒ 50名